

2005.6.1

関係者各位

特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター
個人情報保護法推進支援室 事務局

個人情報保護法推進支援室・勉強会 議事録

【開催日・場所】

2005年5月26日(木) 19:00~21:00 於:代々木研修センター

【参加者】(50音順・敬称略 / 座長、司会進行)

稲葉一人 科学技術文明研究所 特別研究員、東京大学大学院医学系研究科客員研究員
葛西圭子 NTT 東日本関東病院 看護部 副看護部長
川井 真 明治大学法学部 非常勤講師、社団法人農協共済総合研究所
川島 亨 医療法人川島会 川島胃腸科 院長
坂本憲枝 消費者生活アドバイザー
人見 祐 特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター 理事長
三浦純一 公立岩瀬病院 医局長

【当日次第】

- ・ 今後の勉強会にあたり
 - ・ 目的
 - ・ 参加者紹介
 - ・ 取材についてのご案内
- ・ 勉強会 (座長:三浦先生)
 - 1: 現場からの報告と対応事例 (皆様からの発表)
 - 2: 課題 (上記事例の報告を元に課題を抽出し意見発表)
- ・ 休憩
- ・ 3: 解決策の方向性
- ・ 事務局からのお知らせ

勉強会の目的

個人情報保護を中心に医療の質の向上を前提とした法の捉え方、インフォメーションマネジメントの観点を広く伝えるための方法等、活動指針をディスカッションする

事例と現状の対応、問題点について

【基本情報の取得とその範囲】

[事例]・入院時のヒアリング

現状は詳細情報（既婚、家族構成、同居別居など）をヒアリングしている。

- ・地域医療連携

[課題]・必要情報が何か精査の必要あり

- ・取扱い方さえ間違えなければコミュニケーションを良くするための情報としてストックすることも意味がある

【情報元の取扱い】

[事例]・携帯端末の扱い

- ・電子カルテの出力を放置

[課題]・取扱いマニュアルの充実などを図る必要あり

【受け付けでの対応】

[事例]・面会についての対応

[課題]・セキュリティー上、面会者の素性を知る必要あり

素性不明の面会者は全て断わる方式をとった病院は「冷たい病院」として新聞掲載の例あり

- ・院内の全員に意識をもって取り組んでもらうことが急務

[事例]・電話/入院している/いないの問い合わせ

[課題]・「家族が入院しているはずだ」と聞かれた場合のマニュアル作りは難しい。全国の病院でも混乱

【名前の掲示】

[事例]・病室の名前掲示について

[課題]・多くの病院が(リスクヘッジの観点から)患者情報を答えない、呼び出しの際も名前を呼ばない、などの対応をしているが、患者の様態の急変時にどう対応するか、という問題もあり

【家族・関係者】

[事例]・カルテに家族や関係者のキーマンを記入する例あり

[課題]・資産に関連する問題が発生するケースがあり、患者ケアという観点でも有効

- ・面会者のリスト作成は「詳細情報を入力する手間 = 人件費」がかかるという問題あり

【カルテ開示の問題】

[事例]・医療不信からくるカルテ開示要求

[課題]・病院の苦情窓口がうまく運営されていないケース。ここにも、法の最低限の要請のみを便宜的に運営しているという病院の意識の低さ

- ・病院を利用する側（市民・患者）の啓発も必要
- ・コミュニケーションのまずさの問題

保険会社で扱う医療過誤関連の事例 / 病院の治療に問題がなくても、患者が疑心暗鬼にかられているケースが少なくない。施術前後に誠意をもって説明していれば防げるケースも多いはず

ドクターからの説明不足で、開示請求にまでいたるケースが多い。コミュニケーション不足は否めない。しっかりと寄り添って説明をする。などの「意識」をしっかりともったステップが必要

【リスクマネジメント関連】

[事例]・同意書等

[課題]・裁判に負けられないための方法になっている

- ・コミュニケーションの方法に帰するところが大きい。理念と真心をもって説明することが必要

【インフォームドコンセント関連】

[事例]・告知 / 「知る権利と知らない権利」はどのように考えるべきか

[課題]・「家族の同意」「本人の意思」、組み合わせによっていろいろなケースが考えられる。

医療機関ごとのポリシーにあった運営が望まれる

- ・患者の立場に立ち、安心させる、という観点での説明の仕方必要

[事例]・認知症患者に対するインフォームドコンセント

[課題]・家族への説明についてはケアを一緒にする人ということでは良いのではないか

関係が遠い人の場合は検討の必要あり

【コミュニケーション関連】

[事例]・個人情報保護という言葉で、患者と医師とのコミュニケーションが杓子定規になることへの懸念

[課題]・個人情報保護法の認識を伝えることが必要

現場の人がいかに対応するかを考えるための、理念構築型の法律

これまでは守秘義務も正確な意味では守られていなかった。そんな中でデータのみが自己増殖していくのが、現在社会の個人情報であるが、最低限の部分は法律で守って
いこうという法律

・社会的な問題としての家族同士のコミュニケーション不足

アメリカと日本を比較した場合、日本は家庭間のコミュニケーションの時間が極端に少ない。こと、コミュニケーションという問題をとらえたとき、より社会的な問題として考える必要がある

個人情報の問題が契機になって、議論が深まっていく方向性が望ましい

【院内掲示について】

[事例]・市民は、掲示物を見ても個人情報保護法の実質的なことや、その医療機関にどのような理念があるか分からない

[課題]・結果的に「個人情報保護法によって患者自身が守られている」ということがわからず、
ただ、「以前より冷たい対応になった」というネガティブな印象しか受けられないという問題あり

【委託会社】

[事例]・委託会社スタッフの個人情報に対する意識の低さ

[課題]・医療関係者と同じレベルで考えなければならないのではないか

考え方、方向性

- ・ 本勉強会は、マニュアルの議論ではなく、どう対応するかの思考のプロセスを考える場にしたい
- ・ コンプライアンス遵守の視点のみで運用すると、医療から離れていく
- ・ 個人情報、プライバシー、セキュリティーを語る場合、医療の質や患者の立場などの議論と連携させる必要がある
- ・ 院内の啓発・教育の必要性
- ・ 市民の側から医療機関を変えていく、という「自立した市民」としてのベクトルも今後必要。
- ・ 事例から考えていくのは非常に良い。単に解決だけでなく、どう対応するか、考え方の議論が大事
- ・ 法対策だけでなく、マネジメント対策としてのインフォメーションマネジメントの観点が必要
- ・ コンプライアンスだけで終わるのではなく、改善の必要が見えたらどうするのか考える